

認知症の人と運転

～御家族や身近な人に認知症が疑われる場合～

65歳以上の運転免許保有者は、増加傾向にあり、高齢の運転者により引き起こされる交通事故数も増えています。また、認知症の運転者が引き起こした重大な交通事故の報道もされています。



1 認知症の原因別による症状の違いと運転行動の特徴

	アルツハイマー病	前頭側頭型認知症	血管性認知症	レビー小体型認知症
記憶	出来事記憶の障害 (いつ、どこでといった記憶を思い出せない)	意味記憶が障害されることもある (言葉の意味、物の名前が分からず、会話が通じない)	出来事記憶の障害 (軽い場合も多い)	出来事記憶の障害はあるが目立たない場合もある 症状が変動しやすい
場所の理解	侵される	保たれる	侵されることもある	侵される(特に視覚認知障害のため、位置関係がわかりにくくなる)
普段の態度	取り繕い・場合わけ (もっともらしい態度や反応を示す)	脱抑制的な行動(社会のルールを守らない等)、常同行動・固執(同じことを繰り返す、こだわり続ける)	意欲低下 感情失禁(わずかな事で急に泣き出したり、怒ったりする)	幻視(実在しない人や動物などがありありと見える)・錯視(床のゴミなどを動物や虫と見間違える)・大きな声での寝言
運転行動	・運転中に行き先を忘れる ・駐車や幅寄せが下手になる	・交通ルール無視 ・運転中のわき見 ・車間距離が短くなる	・運転中にボーっとするなど注意散漫になる ・ハンドルやギアチェンジ、ブレーキペダルの運転操作が遅くなる	・注意、集中力に変動がみられるため、運転技術にもむらがある ・自身の運転の危険性に気付いている場合がある

2 運転者が認知症である又はその疑いがある場合には・・・

いずれの場合であっても、運転者の健康や安全を確保するために、できるだけ早い段階で発見される必要があります。

◆ 認知症である

運転者が認知症である場合には、安全な運転を続けることが徐々に難しくなってしまいます。運転者が認知症だと分かった場合には、できるだけ速やかに運転を中止させましょう。

◆ 認知症の疑いがある

かかりつけ医を受診するなどし、診断を受けましょう。

3 運転中止を拒む理由には・・・

長年続けてきた運転を中止することは、ご本人にとって大きな決断となります。

また、認知症による記憶障害や認知症であるという意識がないこと、行動を制限されることへの抵抗感などから、運転中止を拒むことがあります。

本人にとって運転の「目的」や運転することの「意味」などを御家族・関係者で穏やかに話し合しましょう。

4 認知症が疑われる御家族の運転中止に向けて・・・

【対応】

第1の対応 ご本人(運転者)の安全の確保

- 運転が危険だと感じた場合には、認知症であるかどうかに関わらず、運転を継続することは望ましくありません。
- ご本人の安全確保を、第一に考えましょう。

対応が難しい場合▶ 運転者自身が、危険性を認識していない場合には、無理にでも運転を継続しようとする場合があります。そういう時には、一人で悩まずに、周りへ相談するようにしてください。

主な相談先の例▶ 運転に関わる専門機関（お近くの警察署、免許センター）

第2の対応 正確な診断・病気の理解

- 不安があれば、できるだけ早く医療機関を受診し、正確な診断を受けましょう。
- さまざまな認知症があります。担当医から、症状や、運転を含めた日常生活への影響について、よく説明を聞きましょう。

対応が難しい場合▶ ご本人が受診を拒否する場合には、一人で悩まずに、周りへ相談するようにしてください。

主な相談先の例▶ 認知症疾患医療センター（各都道府県が指定する病院に設置されています）
 認知症専門医（日本老年精神医学会などのホームページで検索できます）
 もの忘れ外来（認知症の人と家族の会のホームページ等で検索できます）

第3の対応 ご本人にとっての「運転の意味」の理解、代替移動手段や必要な支援の確保

- ご本人が、運転を継続しなくてはならない理由を確認しましょう。
- 日常生活に必須である場合、生きがいや楽しみといった理由が考えられます。

日常生活に必須の場合▶ 自動車の運転の替わりとなる移動手段や支援を探しましょう。

生きがい・楽しみの場合▶ 自動車の運転とは別の楽しみや生きがいを、ご本人と一緒に探しましょう。

対応が難しい場合▶ ご本人に代わって、あなたや家族が、運転を代行することができるかもしれませんが、ご本人が拒否する場合や、あなた自身の体調や生活も考える必要があります。あなたや家族だけで背負わず、周りの支援やサービスも探してみましょう。

主な相談先の例▶ お近くの市区町村の高齢者福祉・介護関係などの窓口
 地域包括支援センター（地域によってセンターの名称が異なる場合があります）
 ケアマネジャー（介護支援専門員）など

いずれの対応も簡単なことではありませんので、一人だけ、御家族だけで悩まずに、地域の相談窓口を利用してください。

また、県では公益社団法人認知症の人と家族の会埼玉県支部への委託により、電話相談を実施しています。

認知症介護の電話相談： **048-814-1210**

【月～金（祝日及び年末年始を除く。）午前10時～午後3時】



◆問い合わせ先：埼玉県 福祉部 地域包括ケア課 認知症・虐待防止担当
電話 048-830-3251 FAX 048-830-4781

彩の国  埼玉県

◆このリーフレットは「認知症高齢者の自動車運転を考える家族介護者のための支援マニュアル©」（国立長寿医療研究センター）を参考に作成しました。 <http://www.ncgg.go.jp/department/dgp/index-dgp-j.htm> からダウンロードできます。